

## 令和3年5月26日 参議院憲法審査会議事録

○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文です。

発議者の皆さん、提案者の皆さん、今日は御苦労さまです。

まず、衆議院の憲法審査会において立憲民主党から提出され、原案に加えられた修正部分についてお伺いしたいと思います。

この附則第四条は、施行後三年をめぐりにCM規制や外国人寄附規制などについて必要な措置を求めるものでありますけれども、端的に聞きますからイエス、ノーで端的に教えてくださいね、この措置が講ぜられるまでの間、国会は憲法改正原案の審議と改正の発議を行うことができるのかできないのか、自民党の中谷議員と立憲民主党の山花議員に端的にお答えいただきたいと思ひます。

○衆議院議員（中谷元君） 法律的には全く言及がされておきませんので、いずれも、二つとも可能であるというふうには認識をいたしておきります。

また、コマーシャルの議論につきましては、我々も大変重要なテーマだと認識しておきまして、この法律の成立後は議論を加速してできるだけ早く結論を得るべきだと思ひますが、残念ながら、衆議院の審査会の方はなかなか幹事懇や審査会が開催できないような状況になっておきりますので、できるだけ精力的に議論ができるようにはお伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員（山花郁夫君） 法制上の話につきましては、今、中谷発議者、ま

た先ほど北側発議者からも、成立時のように、法制定時に停止条件が付いていたわけでは今回ございませんので、法制上の話としては今答弁があったとおりです。

ただ、こちらから求めているのは、その法制上の話と、政治的には、実際、先ほど申し上げたように、ルール of 公正性が担保されておられませんから、実際に発議をしたとしても、その結果に対する信頼性が極めて揺らぐだろうということで、それは政治的には難しいのではないかとということで申し上げているところでございます。

○松沢成文君 山花議員、同じお隣に座っている立憲民主党の奥野委員とか、あるいは今井委員は、こうちゃんと衆議院の審査会で答えているんですね。国民投票関係の課題を解決しない限り、国民投票の発議はあってはならない、あるいは奥野委員は、国民投票において欠けている公正さを確保する措置がなされるまでは憲法の改正は発議できない、はっきり言っているんですね。

じゃ、山花さんの今の、政治的だとか法的だとか細かい議論がありましたが、発議、審議と発議はできるんですか、できないんですか、教えてください。

○衆議院議員（山花郁夫君） 法制上の話としては、先ほど来申し上げているとおりで、これは共通の認識を持っております。

それと、ただ、先ほど来申し上げているように、政治的には結局、その結果に対する信頼性が失われてしまいますので、それは難しいのではないかとということをおっしゃっているところなんです。

○松沢成文君 できるかできないか分からない答弁でしたが。

言うまでもなく、議員立法である本法案を提出する立法者、起草者の意思、あるいは修正部分の解釈が定まっていないということは大問題であります。これを参議院に送ってきて審議しろといっても、立法者の意思が分からないわけだから。どっちなのかね。

さあ、そこで、中谷議員にお尋ねしたいんですが、衆議院における我が党の足立委員の質疑に際して、提案者としては、中谷議員ははっきり言っているんですね。修正案が、先ほども中谷議員言ってくれましたが、憲法改正の議論や憲法改正の発議を妨げるものではない、明確に答えています。私たちもそれ当然だと思います。しかし、その後、足立議員はこう聞いたんですね。自民党と立憲民主党の間でこの点の確認はできているのかと問いました、足立議員が。そうしたら、中谷議員は、憲法審査会の新藤筆頭幹事と山花幹事との間で議論をされているので、その中で確認していくものだと思っている、こう答えているんですね。新藤さんと山花さんで統一的な見解、確認しているんじゃないかと。

じゃ、そこで、山花議員にお尋ねしますが、この新藤筆頭幹事との間で確認されている内容について、お答えいただきたい。

○衆議院議員（山花郁夫君） 先ほど来申し上げているとおりのところになりますけれども、法制上の点については確認をというか、共通で、共同で今提案をしておりますので、その点については認識は一緒でございます。

その上で、実際にどういう形で進めていくかということについては、まあ衆議院側ですけれども、幹事会等の合意を通じて実施をしていこうということと、また、先ほど来御答弁いただいておりますけれども、コマーシャル等の規制については真摯に受け止めていただいて、今回、条項にも入ってございますので、しっかりと進めていこうと、こういうことで合意をいたしております。

○松沢成文君 じゃ、まだ最終確認はされていないということでもいいんですね。

○衆議院議員（山花郁夫君） ごめんなさい、最終確認というのは、ごめんなさい、御質問もう一度お願いいたします。

○松沢成文君 新藤筆頭幹事との間で議論をされていると、その中で確認されていくものだと思っているというふうに中谷議員は我が党の質問に対して答えているんです。ですから、この問題についての統一的な確認、どういうふうにこの修正部分を判断するのか、同時並行で審議ができるのか、それとも国民投票関係の審議が、措置がとられるまで憲法の本体の審議とかあるいは発議ができないと考えるのか、どちらの方向で行くのか、その確認は取れていますか。

○衆議院議員（山花郁夫君） 済みません、ちょっとしゃくし定規な答えになっちゃうかもしれないですけど、御容赦いただきたいと思います。

私と新藤筆頭との間で協議をしてきたのは先ほどのところですが、その上で、最終的には現場を離れて国対とか政党間での協議のところになりましたので、最終的な確認というお問い合わせになると、ちょっと私としてはお答えするのがなかなか

か難しいということについては、ちょっとしゃくし定規で恐縮ですが、御容赦いただきたいと思いますけども、筆頭間での話については先ほど来申し上げているとおりです。

**○松沢成文君** 今、両党の発議者、提案者の意見を聞いてきましたが、自民党の中谷委員の方からは、両方並行で審議ができると、そして、もちろん国民投票法のこれからの在り方について早く結論を出すことは重要だけれども、憲法本体の審議や発議を妨げるものではないという考えです。

一方で、立憲民主党の山花議員は、法的とか政治的とか、少し分かりにくい議論もありましたが、いや、そこまではできないんじゃないかと、やっても政治的にこれは難しいんじゃないかと。あるいは、奥野委員も衆議院の審査会で、それはできないとはっきり言っているんですね。

さあ、これ、やはり参議院に法案がこれ合体して送られてきたんですから、立法の趣旨、あるいは修正部分の解釈が一本化されていないと参議院は審議できませんよ、そこが分からないんだから。やっぱりこれ、二院制なんだからね。

さあ、そこで、会長、来週のこの審査会までに、衆議院憲法審査会として、この立法の趣旨、修正部分の解釈について衆議院憲法審査会の統一見解を持ってきていただきたい。それを基に我々参議院では審議しないと、だって、立法の趣旨、修正案の解釈が違うわけですから。この解釈の違いは今後の憲法審査会の審議の在り方を決定付けるわけですよ。

ここは非常に重要なので、会長、是非とも衆議院の憲法審査会長に言って、統一的な見解を来週まで持ってきていただきたい、そのことをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○会長（林芳正君） ただいまの件につきましては、後刻幹事会において協議をいたします。

○松沢成文君 それでは、国会法百二条の六条で定められているように、憲法審査会の目的というのは、憲法改正の原案審議、それから憲法改正の発議、さらには国民投票に関する法律案の審査、これが簡単に言えば三大目標みたいなものなんです。この規定からすれば、とても国民投票法案の審議が改正原案の審議や発議に優先するとは、この国会法を見ても考えられません。また、先ほど議論ありました十八歳投票権などの三つの課題を解決した平成二十六年改正によって国民投票法に係る期限は撤廃されておりまして、既に国民投票を実施する環境は整っております。さらに、今回の法案修正部分である附則第四条の法文をどのよう

に読んでも国会自らを縛る要素は見出せません。

このように、関連法規や改正法文自体のみならず、これまでの法改正の経緯などと全く整合性が取れない修正案提出者の一方的な解釈は、私は、とんでもない勝手な解釈であり、憲法審査会の目的を否定する暴挙であると言わざるを得ないと思います。この点について、発議者の馬場議員のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○衆議院議員（馬場伸幸君） 先ほどの修正案の件でございますが、検討条項に、繰り返しになりますが、改正発議や本体論議の関係について一切の言及はないということを改めて申し上げておきたいと思っております。したがって、改正発議や本体論議について一切の制約はないと理解をしておるところでございます。

また、今回、コロナ禍の中での私権制限と補償の問題、近隣諸国との最近の緊張状態の高まりなど、どの最近の世論調査を見ましても、憲法論議をしてくれという国民の多くが望んでいるという結果が出ているところであります。

しかし、この検討条項が挿入された結果、三年間は改正発議ができない、三年間は本体論議はできないと主張する向きがあることも、先ほどからの松沢議員の御指摘どおりであると思っております。この検討条項は、そのような疑念を呼び、誤解を招きかねない規定であると言わざるを得ません。

そこで、日本維新の会は、そのような疑念を払拭すべく、検討条項に第二項を追加し、先ほどお手元に配られているようでございますが、前項の規定は、憲法審査会が同項の措置が講ぜられるまでの間に改正原案の審議や発議を行うことを妨げるものではない旨を明記する修正案を用意しているところであると聞いています。

以上でございます。

○松沢成文君 この一体となった改正法案の提案者の中で、発議者、提案者、解釈がこのように真っ向から対立して、法的安定性を大きく損なう、これ失礼な言

い方ですけど荷崩れ法案のようなものです。これが今参議院に送られてきているんですね。このままでは必ず審査会の今後の運営方法をめぐって混乱します。再び機能不全に陥るのは火を見るよりも明らかであります。

これまでの三年間、いろんな政局が絡んでほとんど憲法審査会、衆議院も参議院も審議行われませんでした。今後も、今回の修正案で、三年間はこちらの議論が優先ですよ。憲法の本体の議論には入れませんよという方がおられますので、そうすると、また今後三年間憲法の本体の議論に入れない。六年間、憲法審査会が全く実質的な議論や修正案の前向きな議論が行われずに終わってしまう可能性もあるわけですね。

こうした状況を打破するために、先ほど馬場議員からお話がありました、我々日本維新の会は修正案の提出考えています。是非とも皆さん参考資料見ていただきたい。配付資料ですね。

具体的には、この修正部分である附則第四条に二項を設けて、前項の規定は、国会が、同項に規定する措置が講ぜられるまでの間において、日本国憲法の修正案の原案について審議し、日本国憲法の改正の発議をすることを妨げるものと解してはならない、こういう規定を追加するものであります。これはまさしく自民党や公明党や維新や、あるいは国民の皆さん、憲法審査も前向きにやっていきたい、これをきちっと担保するための条項であります。

さあ、この修正案の必要性について自民党の発議者の皆さんの御意見をお聞か



せいただきたいと思います。

○衆議院議員（中谷元君） 日本維新の会の憲法改正に対する真摯な議論につきましては敬意を表したいと思います。

また、修正によって盛り込まれた検討条項は、衆議院の憲法審査会で新藤筆頭幹事、また北側幹事らが度々述べてきたことを法案に盛り込んだものでありまして、その内容については全く異論がありません。すなわち、先ほどから述べているように、検討条項の中においては憲法改正の発議、また憲法本体の議論に関する言及は一切ないので、法的にはこれらに対する制約がないということは明らかでもあります。この原案の審議と発議は国会そして衆参の憲法審査会の重大な所掌事務の一つでありまして、これを妨げるものと解してはならないという趣旨はもろ手を挙げて賛成するものでございます。

したがって、我々としましても、コマーシャルの規制に関する議論については大変大事なテーマであると認識しておりますので、早期に議論をして改正できますように、議論を精力的に行うべきだと考えております。

○松沢成文君 是非とも自民党の皆さんも、こういう修正案がきちっと組み込まれれば、今後、憲法審査会の議論は前向きに進みます。憲法本体の議論も、あるいは国民健康法関連の議論も前向きに進みますので、是非とも我々の修正案に御賛同いただけるように、我々は来週出すつもりでありますので、よろしく願いします。

最後、もう一点、違った視点からお伺いします。

憲法審査会における今後の審議を充実し、加速させるために、憲法審査会規程第七条にある小委員会制度、小委員会を設置し、今回の改正後の、国民投票法の改正後の更なる審議はその小委員会に委任すべきであると考えます。衆参両院では、これまで議院運営委員会など幾つかの委員会で小委員会制度をつくって適宜有効に運営されている例があって、この小委員会制度こそ、今、憲法審査会に必要だと思っています。これによってCM規制などの国民投票法関係の今後の審議と憲法審査会全体による憲法改正に向けての審議が同時並行的に分業的に進められるんですね。私はこの知恵を使うべきだというふうに思います。

この小委員会制度を導入する、衆議院でも導入していただいて、参議院も導入する、これだけ四十五名の委員がいるわけですから、そうやって小委員会制度を導入してやる、こういうやり方を是非とも採用すべきだと考えますが、自民党と立憲民主党の、失礼、自民党の発議者と立憲民主党の修正案提案者に、こうしたやり方を進めるべきだという意見に対してはどうお考えでしょうか。

○衆議院議員（船田元君） ただいま松沢議員から大変有意義な御指摘をいただきました。

確かに、衆議院におきましては、かつて憲法調査会時代に、平成十四年に、基本的人権の保障に関する調査小委員会など四つの小委員会を設置をいたしまして、それぞれ分担して憲法の全条、章についての詳細な調査を行ったことがありまし

た。また、平成十五年にはそれを少し修正をいたしまして、同じく四つの小委員会をつくりまして議論をした経緯がございました。私もその一員としてやってきたわけでありまして。そして、最後に、五十人の委員全員にそれぞれの議論の結果をフィードバックしていくという形で共有化し、そして平成十七年の憲法調査会最終報告書の取りまとめにまとまると、このように記憶をしております。

こういった議論の進め方は、憲法審査会、衆参両院においても大いに参考になるものと考えておりますが、いずれにしても、衆議院、参議院、それぞれ幹事懇等がございましたので、そこで論点の整理を行い、そして審査会本会のテーマを設定をして、より建設的な議論を進めていくということは大変重要だと思っておりますので、大賛成でございます。

○衆議院議員（山花郁夫君） 小委員会のお話がありました。

今、船田発議者の方から過去の御紹介がありましたが、私自身、衆議院の憲法調査会時代の平成十六年に基本的人権の小委員会の小委員長を務めていたことがございます。状況についてはよく理解をいたしております。

ただ、この今後のCM等の今回の進め方については、衆議院側では今幹事懇の中でもどういうやり方でやろうかという議論をしているところでございます。御意見は参考にした上で、今後、与野党でしっかりと詰めていきたいと思っております。

○松沢成文君 もう時間ないので最後にしますが、小委員会、この国民投票法関係の議論をするという小委員会も必要ですし、あるいは、憲法改正の中で今国民

が一番議論してほしいなという緊急事態条項の在り方、これなんかも小委員会制度をつくって専門的に少し議論を詰めてもらって、審査会全体で議論していけば、これ分業がうまく機能して審議促進になるんじゃないかと思ひまして、この点も提案をさせていただいて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。